

都市計画法 **第 32 条協議書の内容を一部変更します**

令和6年1月より、都市計画法第 32 条に基づく協議書の内容を一部変更します。変更箇所は以下のとおりです。なお、協議書の内容は変更になりますが、検査・区への帰属までの流れに大きな変更点はありません。

「6 練馬区へ帰属する公共施設の管理」

項目名を変更し、一部、記載内容を変更します。

「7 練馬区へ帰属する公共施設の引継ぎ検査」

新たに項目を追加します。今後、練馬区へ帰属する道路を新設する場合、道路法第 18 条に基づく供用を開始する前に、開発工事の完了検査とは別に「引継ぎ検査」を行い、合格する必要があります。

「引継ぎ検査」とは

練馬区へ帰属される開発道路は、都市計画法第 36 条に基づく検査済証の交付後、供用されるまでの期間は事業者が管理することとしています。供用にあたっては、道路の破損等がなく、開発工事完了時の状態を維持していることが必要です。状態を確認するために、練馬区(土木部管理課道路認定係)が引継ぎ検査を行います。

【実施時期】

・道路を区道とするには区議会の議決が必要ですが、その前に検査を実施します。

【実施方法】

・練馬区が現地を確認し、道路の破損等がないかを確認します。検査の立会いは不要です。

【検査で道路の破損等が確認された場合】

・事業者の負担で補修等を行っていただきます。

(練馬区から事業者に連絡します。)

道路の破損があらかじめ判明しており、補修方法等の相談をする場合は練馬区土木部管理課道路認定係へご相談ください。

お問い合わせ先

練馬区建築・開発担当部開発調整課開発審査係

電話 03-5984-1648(直通)